
特集：フランス社会保障制度の現状と課題

趣 旨

1946年1月、ピエール・ラロックは、悲惨な戦争が終わり、古い秩序は破壊されたとして、新たな社会・経済秩序と社会保障制度再建の必要性を訴え、戦後フランス社会保障の基本的方向を示すラロック・プランを公表した¹⁾。そこでは、まず完全雇用を目指し、社会保障は労働収入では不足する場合にこれを補うものと位置づけた。そして、国民連帯 (solidarité nationale) の理念に基づきすべての国民に社会保障を適用するとともに、社会のあり方として社会民主主義を標榜し、労働者の経済生活や企業管理への参加の促進だけでなく、社会保障制度への参加も謳った。さらに、労使関係者が自ら制度を作り上げるためにも、税方式ではなく社会保険方式を採用することによって、効率性の最大化をも目指すとした。

それから60年余りが経過した。政治的には、1958年に第5共和政に移行し、ド・ゴール將軍の身の丈に合わせるように大統領の権限が強化され、ポンピドゥー (1969-74年)、ジスカール・デスタン (1974-81年)、ミッテラン (1981-95年)、シラク (1995-2007年) と5人の大統領が統治してきた。この間、左派 (社会党) のミッテランおよび保守派 (共和国連合) のシラク両大統領の時代には、大統領と首相の政治的立場が左右に分裂する保革共存 (cohabitation) も経験している。他方、経済では、栄光の30年 (Les trente glorieuses) と呼ばれる戦後の高度経済成長期を経て、1970年代後半以降、オイルショックなどを契機に低成長への転換を余儀なくされる中で、失業者は増大し、国家財政も赤字基調が続き、社会保障財政も赤字に苦しみ続けることになる。この間、1993年に欧州連合条約が発効し、2002年1月にはユーロへの通貨統合が始まり、フランスは、ヨーロッパにおける偉大な国家フランスからEUの一員としてのフランスへの道を選択する。

このような変化の中で、ラロック・プランの理念がどこまで貫徹されているかを概観してみよう。まず、雇用の状況をみると完全雇用の理想からはほど遠く、失業は常に大きな社会問題になっている (2007年8月現在、318万人)。わが国の皆保険に相当する社会保障の一般化 (généralisation) は、1999年の普遍的医療保障制度 (Couverture Maladie Universelle : CMU) の創設によって半世紀ぶりによく実現した。また、社会保障財源についても、1991年には新たな財源として社会保障目的税たる一般社会拠出金 (Contribution Sociale Généralisée : CSG) が導入され、さらに、1995年には、それまでの社会保障の赤字を棚上げし、その債務を10年以上かけて返済するための目的税である社会保障債務償還拠出金 (Contribution pour le Remboursement de la Dette Sociale : CRDS) が導入された。そしてその代償として、社会保障全体の予算をコントロールすることを目的とした社会保障予算法 (Loi de Financement de la Sécurité Sociale : LFSS) の仕組みが導入され、これによって議会在が社会保障予算をコントロールすることになった。このように、フランスの社会保障²⁾は、その前提となってきた政治的、経済的、社会的諸条件の変化とともに、自治ないし自律 (Autonomie) という特色を失いつつあるが、それでもなおラロックが示した連帯の理念は失われていないようにみえる。

以上のような変化の中であって、フランス国民は、2005年5月の国民投票でEU憲法の批准を拒否し、EU市場 (至上) 主義に Non ! を突きつけたかのようにみえた。しかし、それでも物価の上昇、移民問題、

治安の悪化、教育問題などの課題は解決せず、今年になってアメリカ流市場主義を標榜するかのように見える国民運動連合（UMP）のサルコジ氏を大統領に選出した。

市場主義者からの挑戦は、ここ数年来、わが国の社会保障に対しても激しく行われている。それゆえにこそ、わが国でも連帯の意義が改めて問われなければならない、その母国たるフランスの連帯に関する研究は近年勢いを増しつつある³⁾。制度としても、同じく社会保険方式を基本とするフランスの社会保障制度が今後どのように変貌していくのかは、わが国の社会保障制度のあり方を考える上でも留意しなければならない、本特集は、変貌の過程にあるフランス社会保障制度の歴史の一断面を描写するものとして、読者諸賢に有意義な示唆を与えるであろう。

最後に、本特集に際し、新進気鋭の若手研究者にも執筆陣に参加していただけたことは何よりの喜びであり、わが国におけるフランス社会保障研究がより隆盛を極めるものと確信している。

注

- 1) Pierre LAROCHE “LE PLAN FRANÇAIS de Sécurité sociale” Revue Française du Travail, 1946, No.1, p.9-20.
- 2) フランスで社会保障（Sécurité sociale）という用語は、わが国の社会保険を意味し、わが国の社会保障に相当する語として社会的保護（Protection sociale）が用いられるが、ここでは、両者を区別せずに社会保障という用語を用いる。
- 3) 最近のものとして、田中拓道『貧困と共和国—社会的連帯の誕生—』（人文書院、2006年）、ジュリストNo.1341（2007年）「責任意識の動態—日米仏の法意識調査」に掲載されている各論文、特に、高山佳奈子「社会的連帯と個人主義—フランス法意識調査に見る責任観念」。

（江口隆裕 筑波大学教授）